

福岡県災害対策本部規程改正新旧対照表

現 行

改 正 案

(本部組織)

第七条 本部に次に掲げる部を置く。

- 一 総務部
- 二 企画・地域振興部
- 三 人づくり・県民生活部
- 四 保健医療介護部
- 五 福祉労働部
- 六 環境部
- 七 商工部
- 八 農林水産部
- 九 県土整備部
- 十 建築都市部
- 十一 会計管理部
- 十二 企業部
- 十三 教育部
- 十四 公安部

(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)

第十二条の三 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部（ただし、第四号に該当する場合には全ての地方本部）及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨特別警報が発表されたとき。
- 二 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の二十四時間雨量が二百五十ミリを超え、かつ、直近の一時間雨量が七十ミリを超えたとき。
- 三～六 （略）
- 2～3 （略）

(警戒本部及び警戒地方本部の設置基準)

第二十一条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- 二～五 （略）

2 （略）

(警戒本部)

第二十二条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部防災危機管理局長を、警戒副本部長には総務部防災危機管理局防災企画課長及び総務部防災危機管理局防災危機管理専門監をもって充てる。

3～9 （略）

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

(本部組織)

第七条 本部に次に掲げる部を置く。

- 一 総務部
- 二 政策企画部
- 三 市町村・地域振興部
- 四 人材育成・活躍推進部
- 五 保健医療介護部
- 六 福祉こども政策部
- 七 環境部
- 八 商工部
- 九 農林水産部
- 十 県土整備部
- 十一 建築都市部
- 十二 会計管理部
- 十三 企業部
- 十四 教育部
- 十五 公安部

(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)

第十二条の三 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部（ただし、第四号に該当する場合には全ての地方本部）及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨特別警報又は土砂災害特別警報が発表されたとき。
- 二 福岡県内に大雨危険警報又は土砂災害警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の二十四時間雨量が二百五十ミリを超え、かつ、直近の一時間雨量が七十ミリを超えたとき。
- 三～六 （略）
- 2～3 （略）

(警戒本部及び警戒地方本部の設置基準)

第二十一条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は土砂災害警報が発表されたとき。
- 二～五 （略）

2 （略）

(警戒本部)

第二十二条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部防災危機管理局長を、警戒副本部長には総務部防災危機管理局危機管理課長及び総務部防災危機管理局防災危機管理専門監をもって充てる。

3～9 （略）

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

ただし、第十二条の三第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号の改正規定は気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和7年法律第86号）中当該規定の改正に係る部分の施行の日から施行する。

現 行

別表第一（第七条関係）

部名	部長	副部長
総務部	総務部長	総務部次長 防災危機管理局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 市町村振興局長 空港対策局長 国際局長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長 私学振興・青少年育成局長 スポーツ局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医監
福祉労働部	福祉労働部長	福祉労働部次長 労働局長 人権・同和対策局長
環境部	環境部長	環境部次長
商工部	商工部長	商工部次長 観光局長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長 水産局長
県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長 水資源対策長
建築都市部	建築都市部長	建築都市部次長
会計管理部	会計管理局長	会計管理局会計課長
企業部	企業管理者	企業局長
教育部	教育長	副教育長
公安部	警察本部長	警備部長

別表第二（第七条、第八条関係）

名称	班名	班長
総合同司令部	総括班	防災企画課長
	広報班	県民情報広報課長
総務部	秘書班	秘書室長

改 正 案

別表第一（第七条関係）

部名	部長	副部長
総務部	総務部長	総務部次長 防災危機管理局長
政策企画部	政策企画部長	政策企画部次長 国際局長
市町村・地域振興部	市町村・地域振興部長	市町村・地域振興部次長 市町村連携推進監 空港・交通政策局長 文化局長
人材育成・活躍推進部	人材育成・活躍推進部長	人材育成・活躍推進部次長 労働政策局長 私学振興・青少年育成局長 スポーツ局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医監
福祉こども政策部	福祉こども政策部長	福祉こども政策部次長 人権・同和対策局長
環境部	環境部長	環境部次長
商工部	商工部長	商工部次長 中小企業振興局長 観光局長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長 水産局長
県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長（兼水資源対策長） 県土整備部次長
建築都市部	建築都市部長	建築都市部次長
会計管理部	会計管理局長	会計管理局会計課長
企業部	企業管理者	企業局長
教育部	教育長	副教育長
公安部	警察本部長	警備部長

別表第二（第七条、第八条関係）

名称	班名	班長
総合同司令部	総括班	危機管理課長
	広報班	広報課長
総務部	行政マネジメント班	行政マネジメント課長

現 行

改 正 案

	行政経営企画班	行政経営企画課長			法務・県民情報班	法務・県民情報課長	
	人事班	人事課長			人事班	人事課長	
	財政班	財政課長			財政班	財政課長	
	税務班	税務課長			税務班	税務課長	
	財産活用班	財産活用課長			財産活用班	財産活用課長	
	総務事務厚生班	総務事務厚生課長			総務事務厚生班	総務事務厚生課長	
					統計班	統計課長	
企画・地域振 興部	総合政策班	総合政策課長		政策企画部	秘書・政策班	秘書・政策室長	
	情報政策班	情報政策課長			企画総務班	企画総務課長	
	調査統計班	調査統計課長			デジタル戦略推進班	デジタル戦略推進課長	
	交通政策班	交通政策課長		国際局	国際政策班	国際政策課長	
	市町村				国際交流班	国際交流課長	
	振興局	政策支援班	政策支援課長	市町村・地 域振興部	地域振興総務班	地域振興総務課長	
		行財政支援班	行財政支援課長		市町村政策支援班	市町村政策支援課長	
					市町村行財政支援班	市町村行財政支援課長	
	空港対 策局	空港政策班	空港政策課長		生活安全班	生活安全課長	
		空港事業班	空港事業課長		空港・ 交通政 策局	空港政策班	空港政策課長
						空港事業班	空港事業課長
						交通政策班	交通政策課長
					文化局	文化政策班	文化政策課長
						九博・世界遺産・ 文化施設班	九博・世界遺産・文化施設課 長
	国際局	国際政策班	国際政策課長				
		国際交流班	国際交流課長				
	東京連絡班	東京事務所長					
人づくり・県 民生活部	社会活動推進班	社会活動推進課長		人材育成・ 活躍推進部	人材活躍・労働総務班	人材活躍・労働総務課長	
	文化振興班	文化振興課長					
	男女共同参画推進班	男女共同参画推進課長			男女共同参画推進班	男女共同参画推進課長	
	女性活躍推進班	女性活躍推進課長			女性活躍推進班	女性活躍推進課長	
	生活安全班	生活安全課長				(市町村・地域振興部へ)	
					労働政 策局	就業支援班	就業支援課長
						職業能力開発班	職業能力開発課長
	私学振 興・青 少年育 成局	青少年政策班	青少年政策課長		私学振	青少年政策班	青少年政策課長
		私学振興班	私学振興課長		興・青	私学振興班	私学振興課長
		青少年育成班	青少年育成課長		少年育 成局	青少年育成班	青少年育成課長

現 行				改 正 案					
	ス ポ ー ツ局	スポーツ企画班 スポーツ振興班	スポーツ企画課長 スポーツ推進課長		ス ポ ー ツ局	スポーツ企画班 スポーツ振興班	スポーツ企画課長 スポーツ推進課長		
保健医療介護部	保健医療介護総務班		保健医療介護総務課長	保健医療介護部	保健医療介護総務班		保健医療介護総務課長		
	ワンヘルス総合推進班		ワンヘルス総合推進課長		ワンヘルス総合推進班		ワンヘルス総合推進課長		
	健康増進班		健康増進課長		健康増進班		健康増進課長		
	がん感染症疾病対策班		がん感染症疾病対策課長		がん感染症疾病対策班		がん感染症疾病対策課長		
	生活衛生班		生活衛生課長		生活衛生班		生活衛生課長		
	医療指導班		医療指導課長		医療指導班		医療指導課長		
	薬務班		薬務課長		薬務班		薬務課長		
	医療保険班		医療保険課長		医療保険班		医療保険課長		
	高齢者地域包括ケア推進班		高齢者地域包括ケア推進課長		高齢者地域包括ケア推進班		高齢者地域包括ケア推進課長		
介護保険班		介護保険課長	介護保険班		介護保険課長				
福祉労働部	福祉総務班		福祉総務課長	福祉こども政策部	福祉総務班		福祉総務課長		
	こども未来班		こども未来課長		こども未来班		こども未来課長		
	子育て支援班		子育て支援課長		子育て支援班		子育て支援課長		
	こども福祉班		こども福祉課長		こども福祉班		こども福祉課長		
	障がい福祉班		障がい福祉課長		障がい福祉班		障がい福祉課長		
	保護・援護班		保護・援護課長		保護・援護班		保護・援護課長		
	労働局	労働政策班			労働政策課長				(人材育成・活躍推進部へ)
		就業支援班			就業支援課長				
		職業能力開発班			職業能力開発課長				
人権・同和对策局	調整班		調整課長	人権・同和对策局	調整班		調整課長		
環境部	環境政策班		環境政策課長	環境部	環境政策班		環境政策課長		
	環境保全班		環境保全課長		水・大気環境班		水・大気環境課長		
	循環型社会推進班		循環型社会推進課長		脱炭素社会推進班		脱炭素社会推進課長		
	廃棄物対策班		廃棄物対策課長		循環型社会推進班		循環型社会推進課長		
	監視指導班		監視指導課長		廃棄物対策班		廃棄物対策課長		
	自然環境班		自然環境課長		産業廃棄物監視指導班		産業廃棄物監視指導課長		
商工部	商工政策班		商工政策課長	商工部	商工政策班		商工政策課長		
	中小企業振興班		中小企業振興課長		スタートアップ推進班		スタートアップ推進課長		
	スタートアップ推進班		スタートアップ推進課長						
	中小企業技術振興班		中小企業技術振興課長		先端技術産業振興班		先端技術産業振興課長		
	先端技術産業振興班		先端技術産業振興課長		自動車・水素産業振興班		自動車・水素産業振興課長		
	自動車・水素産業振興班		自動車・水素産業振興課長		自動車・水素産業振興班		自動車・水素産業振興課長		

現 行

改 正 案

	工業保安班	工業保安課長			(削除)		
	企業立地班	企業立地課長		企業立地班	企業立地課長		
	観光局	観光政策班	観光政策課長	観光局	観光政策班	観光政策課長	
		観光振興班	観光振興課長		観光振興班	観光振興課長	
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長	農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長		
	農山漁村振興班	農山漁村振興課長		農山漁村振興班	農山漁村振興課長		
	食の安全・地産地消班	食の安全・地産地消課長		食の安全・地産地消班	食の安全・地産地消課長		
	団体指導班	団体指導課長		団体指導班	団体指導課長		
	輸出促進班	輸出促進課長		輸出促進班	輸出促進課長		
	福岡の食販売促進班	福岡の食販売促進課長		福岡の食販売促進班	福岡の食販売促進課長		
	園芸振興班	園芸振興課長		園芸振興班	園芸振興課長		
	水田農業振興班	水田農業振興課長		水田農業振興班	水田農業振興課長		
	経営技術支援班	経営技術支援課長		経営技術支援班	経営技術支援課長		
	畜産班	畜産課長		畜産班	畜産課長		
	農村森林整備班	農村森林整備課長		農村森林整備班	農村森林整備課長		
	林業振興班	林業振興課長		林業振興班	林業振興課長		
	水産局	漁業管理班		漁業管理課長	水産局	漁業管理班	漁業管理課長
		水産振興班		水産振興課長		水産振興班	水産振興課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長	県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長		
	県土整備企画班	県土整備企画課長		県土整備企画班	県土整備企画課長		
	用地班	用地課長		用地班	用地課長		
	道路維持班	道路維持課長		道路維持班	道路維持課長		
	道路建設班	道路建設課長		道路建設班	道路建設課長		
	河川管理班	河川管理課長		河川管理班	河川管理課長		
	河川整備班	河川整備課長		河川整備班	河川整備課長		
	港湾班	港湾課長		港湾班	港湾課長		
	砂防班	砂防課長		砂防班	砂防課長		
	水資源対策班	水資源対策課長		水資源対策班	水資源対策課長		
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長	建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長		
	都市計画班	都市計画課長		都市計画班	都市計画課長		
	開発・盛土指導班	開発・盛土指導課長		開発・盛土指導班	開発・盛土指導課長		
	建築指導班	建築指導課長		建築指導班	建築指導課長		

現 行

	公園街路班	公園街路課長
	下水道班	下水道課長
	住宅計画班	住宅計画課長
	県営住宅班	県営住宅課長
	営繕設備班	営繕設備課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務企画班	総務企画課長
	財務班	財務課長
	教職員班	教職員課長
	施設班	施設課長
	文化財保護班	文化財保護課長
	高校教育班	高校教育課長
	義務教育班	義務教育課長
	特別支援教育班	特別支援教育課長
	人権・同和教育班	人権・同和教育課長
	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長
	社会教育班	社会教育課長

改 正 案

	公園街路班	公園街路課長
	<u>上</u> 下水道班	<u>上</u> 下水道課長
	住宅計画班	住宅計画課長
	県営住宅班	県営住宅課長
	営繕設備班	営繕設備課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務班	総務課長
	財務班	財務課長
	教職員班	教職員課長
	施設班	施設課長
	文化財保護班	文化財保護課長
	高校教育班	高校教育課長
	義務教育班	義務教育課長
	特別支援教育班	特別支援教育課長
	人権・同和教育班	人権・同和教育課長
	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長
	社会教育班	社会教育課長

別表第三 (第十条関係)

名称	班名	分掌事務
総合指令部	総括班	一 本部会議に関する事。 二 各部及び地方本部との連絡調整に関する事。 三 本部の庶務に関する事。 四 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に関する事。 五 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関する事。 六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく諸対策に関する事。 七 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事。 八 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に関する事。 九 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に関する事。 十 政府、国会、その他関係機関に対する要望書陳情書等の作成に関する事。 十一 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に関する事。 十二 災害時における通信の確保に関する事。 十三 気象・水象情報の収集、伝達に関する事。 十四 被害情報の収集及び連絡に関する事。 十五 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関する事。 十六 災害資料の作成及び災害記録に関する事。 十七 市町村、消防機関の動員等についての指示に関する事。 十八 災害時における危険物の取扱いに関する事。 十九 県防災行政無線の運用管理に関する事。 二十 災害用諸物資の輸送に関する事。

別表第三 (第十条関係)

名称	班名	分掌事務
総合指令部	総括班	一 本部会議に関する事。 二 各部及び地方本部との連絡調整に関する事。 三 本部の庶務に関する事。 四 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に関する事。 五 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関する事。 六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく諸対策に関する事。 七 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事。 八 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に関する事。 九 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に関する事。 十 政府、国会、その他関係機関に対する要望書陳情書等の作成に関する事。 十一 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に関する事。 十二 災害時における通信の確保に関する事。 十三 気象・水象情報の収集、伝達に関する事。 十四 被害情報の収集及び連絡に関する事。 十五 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関する事。 十六 災害資料の作成及び災害記録に関する事。 十七 市町村、消防機関の動員等についての指示に関する事。 十八 災害時における危険物の取扱いに関する事。 十九 県防災行政無線の運用管理に関する事。 二十 災害用諸物資の輸送に関する事。

現 行			改 正 案		
		二十一 他部の所管に属さないこと。			二十一 <b>ガス及び火災災害復旧の技術指導に関すること。</b> 二十二 他部の所管に属さないこと。
	広報班	略		広報班	略
	緊急初動班	略		緊急初動班	略
	災害対策現地情報連絡班	略		災害対策現地情報連絡班	略
	災害時緊急派遣チーム	略		災害時緊急派遣チーム	略
	災害情報センター	略		災害情報センター	略
	災害ボランティア班	略		災害ボランティア班	略
	被災者支援チーム	略		被災者支援チーム	略
総務部	<b>秘書班</b>	<b>一 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</b>	総務部		<b>(政策企画部へ)</b>
	行政 <b>経営企画</b> 班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。		行政 <b>マネジメント</b> 班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 <b>職員の健康管理に関すること。</b>
				<b>法務・県民情報班</b>	<b>一 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。</b>
	人事班	略		人事班	略
	財政班	略		財政班	略
	税務班	略		税務班	略
	財産活用班	略		財産活用班	略
	総務事務厚生班	一 <b>職員の健康管理に関すること。</b> 二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物品の購入・検収の総括に関すること。		総務事務厚生班	一 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 二 災害従事職員の公務災害に関すること。 三 災害対策応急物品の購入・検収の総括に関すること。
				<b>統計班</b>	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
企画・地域 振興部			<b>政策企画部</b>	<b>秘書・政策班</b>	一 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	<b>総合政策班</b>	一 部内の連絡調整に関すること。 二 大災害時における本部長の特命事項に関すること。		<b>企画総務班</b>	一 部内の連絡調整に関すること。 二 大災害時における本部長の特命事項に関すること。
	<b>情報政策班</b>	一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。		<b>デジタル戦略推進班</b>	一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。
				国際局 国際政策班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
				国際交流班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	調査統計班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。		東京連絡班	一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配付に関すること。
	交通政策班	一 災害時における公共交通機関の調整に関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること。		<b>削除</b>	<b>削除</b>
	<b>市町村</b>		<b>市町村・地</b>		<b>(市町村・地域振興部 空港・交通政策局へ)</b>
	<b>振興局</b>		<b>域振興部</b>	<b>地域振興総務班</b>	一 部内の連絡調整に関すること。 二 <b>大災害時における本部長の特命事項に関すること。</b>
				<b>市町村</b> 政策支援班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
				<b>市町村</b> 行財政支援班	一 罹災市町村の行財政の助言等に関すること。
	空港 <b>対</b>			生活安全班	一 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。
	<b>策局</b>	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。		空港・ <b>空港政策班</b>	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
				<b>交通政</b>	
				<b>策局</b>	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	国際局 国際政策班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。			<b>(政策企画部へ)</b>
	国際交流班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。			<b>(政策企画部へ)</b>
	東京連絡班	一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配付に関すること。			<b>(政策企画部へ)</b>

現 行

改 正 案

人づくり・ 県民生活部	社会活動推進班	一 部内の連絡調整に関すること。
	文化振興班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	男女共同参画推進班	略
	女性活躍推進班	略
	生活安全班	略
	私学振興・青 少年育成局	青少年政策班 略 私学振興班 略 青少年育成班 略
	スポーツ局	スポーツ企画班 略 スポーツ振興班 略
保健医療介 護部	保健医療介護総務班	略
	ワンヘルス総合推進班	略
	健康増進班	略
	がん感染症疾病対策班	略
	生活衛生班	略
	医療指導班	略
	業務班	略
	医療保険班	略
	高齢者地域包括ケア推 進班	略
	介護保険班	略
福祉労働部	福祉総務班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 三 災害救助法の適用に関すること。 四 災害救助の市町村指導に関すること。 五 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 六 災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 八 その他災害救助法に関すること。 九 公用令書の発行に関すること。 十 義援金品の出納及び保管に関すること。 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関すること。 十二 被害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量把握に関すること。 十三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関すること。

	交通政策班	一 災害時における公共交通機関の調整に関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること。
	文化局 文化政策班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	九博・世界遺 産・文化施設 班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
人材育成・ 活躍推進部	人材活躍・労働総務班	一 部内の連絡調整に関すること。
	労働政 策局	就業支援班 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 職業能力開 発課 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	削除	削除
	男女共同参画推進班	略
	女性活躍推進班	略
		(市町村・地域振興部へ)
	私学振興・青 少年育成局	青少年政策班 略 私学振興班 略 青少年育成班 略
	スポーツ局	スポーツ企画班 略 スポーツ振興班 略
保健医療介 護部	保健医療介護総務班	略
	ワンヘルス総合推進班	略
	健康増進班	略
	がん感染症疾病対策班	略
	生活衛生班	略
	医療指導班	略
	業務班	略
	医療保険班	略
	高齢者地域包括ケア推 進班	略
	介護保険班	略
福祉こども 政策部	福祉総務班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 三 災害救助法の適用に関すること。 四 災害救助の市町村指導に関すること。 五 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 六 災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 八 その他災害救助法に関すること。 九 公用令書の発行に関すること。 十 義援金品の出納及び保管に関すること。 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関すること。 十二 被害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量把握に関すること。 十三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関すること。

現 行			改 正 案			
	こども未来班	略	こども未来班	略		
	子育て支援班	略	子育て支援班	略		
	こども福祉班	略	こども福祉班	略		
	障がい福祉班	略	障がい福祉班	略		
	保護・援護班	略	保護・援護班	略		
	労働局	労働政策班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。		削除	削除
		就業支援班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。			(人材育成・活躍推進部へ)
		職業能力開発班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。			(人材育成・活躍推進部へ)
人権・同和对策局	調整班	略	人権・同和对策局	調整班	略	
環境部	環境政策班	略	環境部	環境政策班	略	
	環境保全班	一 災害時における公害対策に関すること。		水・大気環境班	一 災害時における公害対策に関すること。	
				脱炭素社会推進班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	
	循環型社会推進班	略		循環型社会推進班	略	
	廃棄物対策班	略		廃棄物対策班	略	
	監視指導班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。		産業廃棄物監視指導班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	
	自然環境班	略		自然環境班	略	
商工部	商工政策班	略	商工部	商工政策班	略	
	中小企業振興班	略			削除	
	スタートアップ推進班	略		スタートアップ推進班	略	
	中小企業技術振興班	略			削除	
	先端技術産業振興班	略		先端技術産業振興班	略	
	自動車・水素産業振興班	略		自動車・水素産業振興班	略	
	工業保安班	略			削除	
	企業立地班	略		企業立地班	略	
				中小企 業振興 局	中小企業経営 支援班	一 商店街関係の災害応急対策に関すること。 二 罹災に伴う中小企業者の金融に関すること。 三 罹災中小企業者の経営指導に関すること。
					中小企業振興班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	観光局	観光政策班	略	観光局	観光振興班	略
	観光振興班	略		観光政策班	略	
農林水産部	農林水産政策班	略	農林水産部	農林水産政策班	略	
	農山漁村振興班	略		農山漁村振興班	略	
	食の安全・地産地消班	略		食の安全・地産地消班	略	
	団体指導班	略		団体指導班	略	
	輸出促進班	略		輸出促進班	略	
	福岡の食販売促進班	略		福岡の食販売促進班	略	
	園芸振興班	略		園芸振興班	略	
	水田農業振興班	略		水田農業振興班	略	
	経営技術支援班	略		経営技術支援班	略	
	畜産班	略		畜産班	略	
	農村森林整備班	略		農村森林整備班	略	
	林業振興班	略		林業振興班	略	
	水産局	漁業管理班	略	水産局	漁業管理班	略
		水産振興班	略		水産振興班	略

現 行			改 正 案		
県土整備部	県土整備総務班	略	県土整備部	県土整備総務班	略
	県土整備企画班	略	県土整備部	県土整備企画班	略
	用地班	略		用地班	略
	道路維持班	略		道路維持班	略
	道路建設班	略		道路建設班	略
	河川管理班	略		河川管理班	略
	河川整備班	略		河川整備班	略
	港湾班	略		港湾班	略
	砂防班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。		砂防班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。 <u>三 採石災害復旧の技術指導に関すること。</u>
水資源対策班	一 総合的な水対策に関すること。 二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。 四 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。		水資源対策班	一 総合的な水対策に関すること。 <u>二 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。</u>	
建築都市部	建築都市総務班	略	建築都市部	建築都市総務班	略
	都市計画班	略		都市計画班	略
	開発・盛土指導班	一 被災宅地の危険度判定に関すること。		開発・盛土指導班	<u>一 宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること。</u> <u>二 被災宅地の危険度判定に関すること。</u>
	建築指導班	略		建築指導班	略
	公園街路班	略		公園街路班	略
	下水道班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 下水道の災害応急復旧措置に関すること。		<u>上</u> 下水道班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 <u>上</u> 下水道の災害応急復旧措置に関すること。
	住宅計画班	略		住宅計画班	略
	県営住宅班	略		県営住宅班	略
	営繕設備班	略		営繕設備班	略
会計管理部	会計班	略	会計管理部	会計班	略
企業部	管理班	略	企業部	管理班	略
教育部	<u>総務企画班</u>	一 部内の連絡調整に関すること。 二 事務局職員の動員に関すること。 三 広報に関すること。 四 市町村支援班との連絡調整に関すること。	教育部	<u>総務班</u>	一 部内の連絡調整に関すること。 二 事務局職員の動員に関すること。 三 広報に関すること。
				<u>教育イノベーション推進班</u>	<u>一 市町村行財政支援班との連絡調整に関すること。</u>
	財務班	略		財務班	略
	教職員班	略		教職員班	略
	施設班	略		施設班	略
	文化財保護班	略		文化財保護班	略
	高校教育班	略		高校教育班	略
	義務教育班	略		義務教育班	略
	特別支援教育班	略		特別支援教育班	略
	人権・同和教育班	略		人権・同和教育班	略
	体育スポーツ健康班	略		体育スポーツ健康班	略
	社会教育班	略		社会教育班	略

現 行

別表第五（第十三条、第十四条関係）

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）			
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
総合指令部	総括班	二〇	三〇	四〇	全員
	広報班	—	三	所属職員	全員の三分の
	緊急初動班	必要に応じて要員を配備			七〇
	災害対策現地情報連絡班	必要に応じて要員を配備			
	災害時緊急派遣チーム	必要に応じて要員を配備			
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
小計		二一	三三		
総務部	秘書班		—	所属職員	全員の三分の
	行政経営企画班		—	所属職員	全員の三分の
	人事班		—	所属職員	全員の三分の
	財政班		—	所属職員	全員の三分の
	税務班			所属職員	全員の三分の
	財産活用班		三	所属職員	全員の三分の
	総務事務厚生班			所属職員	全員の三分の

改 正 案

別表第五（第十三条、第十四条関係）

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）			
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
総合指令部	総括班	二〇	三〇	四〇	全員
	広報班	—	三	所属職員	全員の三分の
	緊急初動班	必要に応じて要員を配備			七〇
	災害対策現地情報連絡班	必要に応じて要員を配備			
	災害時緊急派遣チーム	必要に応じて要員を配備			
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
小計		二一	三三		
総務部	(政策企画部へ)				
	行政マネジメント班		—	所属職員	全員の三分の
	人事班		—	所属職員	全員の三分の
	財政班		—	所属職員	全員の三分の
	税務班			所属職員	全員の三分の
	財産活用班		三	所属職員	全員の三分の
	総務事務厚生班			所属職員	全員の三分の

現 行

改 正 案

	小計			七	
企画・地域振 興部					
		総合政策班		一	所属職員全員 の三分の 一
		情報政策班			所属職員全員 の三分の 一
		調査統計班			所属職員全員 の三分の 一
		交通政策班			所属職員全員 の三分の 一
	市町村振興 局	政策支援班			所属職員全員 の三分の 一
		行財政支援班			所属職員全員 の三分の 一

	統計班				所属職員全員 の三分の 二	
	小計				六	
政策企画部		秘書・政策班		一	所属職員全員 の三分の 一	
		企画総務班		一	所属職員全員 の三分の 一	
		デジタル戦略推進班			所属職員全員 の三分の 一	
	国際局	国際政策班			所属職員全員 の三分の 一	
		国際交流班			所属職員全員 の三分の 一	
		東京連絡班			所属職員全員 の三分の 一	
		<del>(削除)</del>				
		<del>(市町村・地域振興部へ)</del>				
		小計				三
	市町村・地域 振興部		地域振興総務班		二	所属職員全員 の三分の 一
		市町村政策支援班			所属職員全員 の三分の 一	
		市町村行財政支援班			所属職員全員 の三分の 一	

現 行

改 正 案

	空港対策局	空港政策班			所属職員全員 の三分の 一
		空港事業班			所属職員全員 の三分の 一
	国際局	国際政策班			所属職員全員 の三分の 一
		国際交流班			所属職員全員 の三分の 一
		東京連絡班			所属職員全員 の三分の 一
	小計				—
人づくり・県 民生生活部		社会活動推進班			所属職員全員 の三分の 一
		文化振興班			所属職員全員 の三分の 一
		男女共同参画推進班			所属職員全員 の三分の 一

	生活安全班				所属職員全員 の三分の 一
	空港・交通 政策局	空港政策班			所属職員全員 の三分の 一
		空港事業班			所属職員全員 の三分の 一
		交通政策班			所属職員全員 の三分の 一
	文化局	文化政策班			所属職員全員 の三分の 一
		九博・世界 遺産・文化 施設班			所属職員全員 の三分の 二
		(政策企画部へ)			
		(政策企画部へ)			
		(政策企画部へ)			
	小計				—
人材育成・活 躍推進部		人材活躍・労働総務班			所属職員全員 の三分の 一
		(削除)			
		男女共同参画推進班			所属職員全員 の三分の 一

現 行

	女性活躍推進班			所属職員全員の三分の一
	生活安全班			所属職員全員の三分の一
私学振興・青少年育成局	青少年政策班			所属職員全員の三分の一
	私学振興班			所属職員全員の三分の一
	青少年育成班			所属職員全員の三分の一
スポーツ局	スポーツ企画班			所属職員全員の三分の一
	スポーツ振興班			所属職員全員の三分の一
小計				
保健医療介護部	保健医療介護総務班		二	所属職員全員の三分の一
	ワンヘルス総合推進班			所属職員全員の三分の一
	健康増進班		一	所属職員全員の三分の一

改 正 案

	女性活躍推進班			所属職員全員の三分の一
労働政策局	就業支援班			所属職員全員の三分の一
	職業能力開発班			所属職員全員の三分の一
	(市町村・地域振興部へ)			
私学振興・青少年育成局	青少年政策班			所属職員全員の三分の一
	私学振興班			所属職員全員の三分の一
	青少年育成班			所属職員全員の三分の一
スポーツ局	スポーツ企画班			所属職員全員の三分の一
	スポーツ振興班			所属職員全員の三分の一
小計				
保健医療介護部	保健医療介護総務班		二	所属職員全員の三分の一
	ワンヘルス総合推進班			所属職員全員の三分の一
	健康増進班		一	所属職員全員の三分の一





現 行

改 正 案

	廃棄物対策班			所属職員全員 の三分の 一		廃棄物対策班			所属職員全員 の三分の 一
	監視指導班			所属職員全員 の三分の 一		<del>産業廃棄物</del> 監視指導班			所属職員全員 の三分の 一
	自然環境班			所属職員全員 の三分の 一		自然環境班			所属職員全員 の三分の 一
	小計			—		小計			—
商工部	商工政策班			所属職員全員 の三分の 一		商工部 商工政策班			所属職員全員 の三分の 一
	中小企業振興班			所属職員全員 の三分の 一		<u>(下記に記載)</u>			
	スタートアップ推進班			所属職員全員 の三分の 一		スタートアップ推進班			所属職員全員 の三分の 一
						先端技術産業振興班			所属職員全員 の三分の 一
	中小企業技術振興班			所属職員全員 の三分の 一		<u>(下記に記載)</u>			
	先端技術産業振興班			所属職員全員 の三分の 一		<u>(上記に記載)</u>			
	自動車・水素産業振興班			所属職員全員 の三分の 一		自動車・水素産業振興班			所属職員全員 の三分の 一
	工業保安班			所属職員全員 の三分の 一		<u>(削除)</u>			
	企業立地班			所属職員全員 の三分の 一		企業立地班			所属職員全員 の三分の 一



現 行

改 正 案

	経営技術支援班		二	二	所属職員全員 の三分の 一			二	二	所属職員全員 の三分の 一
	畜産班				所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
	農村森林整備班		二	二	所属職員全員 の三分の 一			二	二	所属職員全員 の三分の 一
	林業振興班				所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
	水産局	漁業管理班			所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
		水産振興班			所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
	小計		五	一				五	一	全員
県土整備部	県土整備総務班		二	二	所属職員全員 の三分の 一			二	二	所属職員全員 の三分の 一
	県土整備企画班				所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
	用地班				所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
	道路維持班		八	八	所属職員全員 の三分の 一			八	八	所属職員全員 の三分の 一
	道路建設班				所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一
	河川管理班		一三	一三	所属職員全員 の三分の 一			一三	一三	所属職員全員 の三分の 一
	河川整備班				所属職員全員 の三分の 一					所属職員全員 の三分の 一

現 行

改 正 案

	港湾班	二	二	所属職員 全員の 三分の 一		港湾班	二	二	所属職員 全員の 三分の 一
	砂防班	四	四	所属職員 全員の 三分の 一		砂防班	四	四	所属職員 全員の 三分の 一
	水資源対策班		一	所属職員 全員の 三分の 一		水資源対策班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	小計	三〇	三三			小計	三〇	三三	
建築都市部	建築都市総務班		二	所属職員 全員の 三分の 一	建築都市部	建築都市総務班		二	所属職員 全員の 三分の 一
	都市計画班		一	所属職員 全員の 三分の 一		都市計画班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	開発・盛土指導班		一	所属職員 全員の 三分の 一		開発・盛土指導班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	建築指導班		一	所属職員 全員の 三分の 一		建築指導班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	公園街路班		一	所属職員 全員の 三分の 一		公園街路班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	下水道班	一	一	所属職員 全員の 三分の 一		上下水道班	一	一	所属職員 全員の 三分の 一
	住宅計画班		一	所属職員 全員の 三分の 一		住宅計画班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	県営住宅班		一	所属職員 全員の 三分の 一		県営住宅班		一	所属職員 全員の 三分の 一
	営繕設備班		一	所属職員 全員の 三分の 一		営繕設備班		一	所属職員 全員の 三分の 一

現 行

	小計	—	—〇	
会計管理部	会計班		—	所属職員全員 の三分の
	小計		—	
企業部	管理班		—	所属職員全員 の三分の
	小計		—	
合計		五九	一一二	

別表第六（第十四条関係）

部名	班名	連絡員
総合指令部	広報班	県民情報広報課長
総務部	行政経営企画班	行政経営企画課長
	人事班	人事課長
	財政班	財政課長
企画・地域振興部	総合政策班	総合政策課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班	社会活動推進課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課長
福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課長
環境部	環境政策班	環境政策課長
商工部	商工政策班	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務企画班	総務企画課長
公安部	警備班	危機管理対策室長

改 正 案

	小計	—	—〇	
会計管理部	会計班		—	所属職員全員 の三分の
	小計		—	
企業部	管理班		—	所属職員全員 の三分の
	小計		—	
合計		五九	一一二	

別表第六（第十四条関係）

部名	班名	連絡員
総合指令部	広報班	広報課長
総務部	行政マネジメント班	行政マネジメント課長
	人事班	人事課長
	財政班	財政課長
政策企画部	企画総務班	企画総務課長
市町村・地域振興部	地域振興総務班	地域振興総務課長
人材育成・活躍推進部	人材活躍・労働総務班	人材活躍・労働総務課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課長
福祉こども政策部	福祉総務班	福祉総務課長
環境部	環境政策班	環境政策課長
商工部	商工政策班	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務班	総務課長
公安部	警備班	危機管理対策室長